

各医療機関の長 様

香川県健康福祉部薬務感染症対策課長
(公 印 省 略)

感染症法に基づく重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) の届出等について (協力依頼)

日ごろ感染症対策について、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

中国において 2009 年頃より発生が報告され、2011 年に初めて原因ウイルスが特定された新しいダニ媒介性疾患「重症熱性血小板減少症候群 (Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome : SFTS)」の死亡症例が、国内において数例確認されたところです。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令 (平成 10 年政令第 420 号) が改正され、「重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る。)」が四類感染症に指定され、平成 25 年 3 月 4 日から施行されることになりました。

つきましては、各医療機関におかれましては、SFTS の患者又は無症状病原体保有者を診断した場合、SFTS による死亡と判断した場合又は死亡を疑う場合、直ちに、管轄の保健所に発生届を提出いただく必要があります。

しかしながら、現時点では、診断に必要な検査が実施できる機関が限られていますので、症状や所見から SFTS が疑われる場合、保健所へ御連絡くださいますようお願いいたします。

なお、届出基準・届出様式等については、香川県感染症情報 (医療機関の方へ) のホームページに掲載しています。 <http://www.pref.kagawa.lg.jp/yakumukansen/iryoushira.htm>

■ **重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る。)** ■

○ 臨床的特徴

主に SFTS ウイルスを保有するマダニに刺咬されることで感染する。

潜伏期間は 6~14 日。発熱、消化器症状 (嘔気、嘔吐、腹痛、下痢、下血) を主徴とし、時に、頭痛、筋肉痛、神経症状、リンパ節腫脹、出血症状などを伴う。血液所見では、血小板減少 (10 万/mm³未満)、白血球減少 (4000/mm³未満)、血清酵素 (AST、ALT、LDH) の上昇が認められる。致死率は 10~30%程度である。

○ 届出基準の概要

- ア 患者 (確定例) : 症状や所見から SFTS を疑い、下記検査方法により診断した場合
- イ 無症状病原体保有者 : 臨床的特徴を呈していないが、下記検査方法により診断した場合
- ウ 感染症死亡者の死体 : 症状や所見から SFTS を疑い、下記検査方法により SFTS により死亡したと判断した場合
- エ 感染症死亡疑い者の死体 : 症状や所見から SFTS により死亡したと疑われる場合

検 査 方 法	検 査 材 料
分離・同定による病原体の検出	血液、咽頭拭い液、尿
PCR 法による病原体の遺伝子の検出	
ELISA 法又は蛍光抗体法による抗体の検出 (IgM 抗体の検出又はペア血清による抗体陽転若しくは抗体価の有意の上昇)	血清
中和試験による抗体の検出 (ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意の上昇)	

保 健 所	香川県東讃保健所	香川県小豆保健所	香川県中讃保健所	香川県西讃保健所	高松市保健所
電話番号	0879-29-8261	0879-62-1373	0877-24-9962	0875-25-2052	087-839-2870

* この件に関するお問い合わせは 香川県健康福祉部薬務感染症対策課 感染症グループ 電話番号 087-832-3303